

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	高齢者医療給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、高齢者医療給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

平成30年6月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者医療給付に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、山口県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、被保険者(75歳以上の人、65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合の認定を受けた人)の資格管理、被保険者証等の発行、医療給付、保険料賦課、徴収に関する業務を行っている。</p> <p>光市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者にかかる申請、届出又は申出の受理及びそれらに係る事実審査又は応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に係る事務 ③医療給付の支給に関する事務 ④保険医療機関に対する一部負担金にかかる措置に関する事務 ⑤医療給付の一時差止めに関する事務 ⑥保険料の徴収に関する業務</p>
③システムの名称	<p>1 後期高齢システム 2 標準システム(窓口システム) 3 団体内統合利用番号連携サーバー ※標準システムは、山口県後期高齢者医療広域連合に設置される標準システムサーバー群と、当市に設置される窓口端末で構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療資格管理情報ファイル、後期高齢者医療給付情報ファイル、後期高齢者医療賦課情報ファイル、後期高齢者医療収納情報ファイル、後期高齢者医療滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項、別表第一項59の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号) 第46条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民課
②所属長	市民部次長兼市民課長 古迫 登志郎
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部市民課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1428

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

